明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律（八四）　三
○クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（八五）　六

〔政　令〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八四）　八
○船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一八五）　九
○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一八六）　一〇

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則及び防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令（防衛一〇）　一二

〔告　示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務三八〇）　一二
○船員保険法第五十条ノ九第一項の規定に基づき、葬祭料の額を定める件の一部を改正する件（厚生労働三七〇）　一三
○船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める失業保険金日額表を定める件（同三七一）　一三
○船員保険法第三十三条ノ九第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件（同三七二）　一三
○船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を定める件（同三七三）　一三
○船員保険法第三十三条ノ十六ノ三第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を定める件（同三七四）　一三
○船員保険法第三十四条第一項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件（同三七五）　一三
○船員保険法第三十四条第六項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件（同三七六）　一三
○船員保険法第三十六条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を定める件（同三七七）　一三
○船員保険法第三十八条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を定める件（同三七八）　一三
○厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件の一部を改正する件（社会保険庁一七）　一三

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等に関する公示関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
平成二十年度日本放送協会財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了、生命保険契約者保護機構平成二十年度決算、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁判員対応室規則制定、平成二十年度警察共済組合決算関係　一〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一二五
会社その他
会社決算公告　一二八

本号で公布された法令のあらまし

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八四号）（経済産業省）

1　定義の改正関係

(一)　特定原産品とは、経済連携協定の締約国又は経済連携協定の規定により当該経済連携協定の締約国の関税法令が適用される当該締約国以外の外国たる協定適用国（以下「締約国等」という。）に対して輸出される物品であって、当該経済連携協定に基づく関税率の適用を受けるための要件を満たすものとすることとした。（第二条第二項関係）

(二)　本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国等の権限のある当局に対し証明する書類であって経済産業大臣又は指定発給機関が発給するものを第一種特定原産地証明書とし、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が作成するものを第二種特定原産地証明書とすることとした。（第二条第三項及び第四項関係）

2　生産者等から交付される誓約書による第一種特定原産地証明書の発給の申請等関係

(一)　第一種特定原産地証明書の発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、当該発給申請者は、当該物品の生産者等から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第一種原産品誓約書」という。）の交付を受け、特定原産品であることを明らかにする資料に代えて、これを経済産業大臣又は指定発給機関に提出することができるものとすることとした。（第三条第五項及び第六項関係）